

ウスターソース類の日本農林規格

制 定	昭和49年6月27日農 林 省告示第 565号
改 正	昭和51年6月25日農 林 省告示第 609号
改 正	昭和55年2月25日農林水産省告示第 208号
改 正	昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号
改 正	平成2年9月29日農林水産省告示第1225号
改 正	平成6年3月1日農林水産省告示第 435号
改 正	平成6年12月26日農林水産省告示第1741号
改 正	平成8年4月4日農林水産省告示第 424号
改 正	平成8年10月15日農林水産省告示第1608号
改 正	平成9年9月3日農林水産省告示第1381号
改 正	平成10年7月22日農林水産省告示第1074号
改 正	平成17年4月18日農林水産省告示第 788号
最終改正	平成20年8月29日農林水産省告示第1365号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、ウスターソース、中濃ソース及び濃厚ソースに適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
ウスターソース類	次に掲げるものであつて、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。 1 野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレー又はこれらを濃縮したものに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの 2 1 にでん粉、調味料等を加えて調製したもの
ウスターソース	ウスターソース類のうち、粘度が 0.2Pa・s 未満のものをいう。
中 濃 ソ ー ス	ウスターソース類のうち、粘度が 0.2Pa・s 以上 2.0Pa・s 未満のものをいう。
濃 厚 ソ ー ス	ウスターソース類のうち、粘度が 2.0Pa・s 以上のものをいう。
野菜及び果実の含有率	原料として使用した野菜及び果実の重量（濃縮したものにあつては、その原料として使用した野菜及び果実の重量）の製品の重量に対する割合をいう。

(ウスターソースの規格)

第3条 ウスターソースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	特 級	標 準
性 状	1 香味が優良であり、かつ、異味異臭がないこと。	1 香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。

		2 容器を振ることにより沈でんしている不溶性固形分が容易に分散すること。	2 容器を振ることにより沈でんしている不溶性固形分が容易に分散すること。
無塩可溶性固形分		26 %以上であること。	21 %以上であること。
野菜及び果実の含有率		10 %以上であること。	—
食 塩 分		11 %以下であること。	同左
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 野菜及び果実 2 砂糖類 3 はちみつ 4 食酢（醸造酢に限る。） 5 食塩 6 香辛料 7 調味料 8 酒類 9 でん粉	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 野菜及び果実 2 砂糖類 3 はちみつ 4 食酢 5 食塩 6 香辛料 7 調味料 8 酒類 9 でん粉
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料 カンゾウ抽出物、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、酵素分解カンゾウ及びステビア抽出物 2 着色料 カラメルⅠ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、トウガラシ色素、ニンジンカロテン及びパーム油カロテンのうち3種以下 3 増粘剤 キサントガム、グァーガム及びタマリンドシードガム 4 調味料 L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、フマル酸一ナトリウム、5'-リボヌクレオチドカルシウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウムのうち7種以下	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料（特級の基準と同じ。） 2 着色料（特級の基準と同じ。） 3 増粘剤（特級の基準と同じ。） 4 酸味料 アジピン酸、クエン酸、コハク酸、酢酸ナトリウム、DL-酒石酸、L-酒石酸、乳酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち5種以下 5 調味料（特級の基準と同じ。） 6 乳化剤 グリセリン脂肪酸エステル及びショ糖脂肪酸エステル 7 D-ソルビトール 8 香料 9 香辛料抽出物 10 加工でん粉（特級の基準と同じ。）

	5 香料 6 香辛料抽出物 7 加工でん粉 アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン	
異 物	混入していないこと。	
内 容 量	表示量に適合していること。	

(中濃ソース及び濃厚ソースの規格)

第4条 中濃ソース及び濃厚ソースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	特 級	標 準	
性 状	香味が優良であり、かつ、異味異臭がないこと。	香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。	
無塩可溶性固形分	28 %以上であること。	23 %以上であること。	
野菜及び果実の含有率	15 %以上（濃厚ソースにあつては、20 %以上）であること。	—	
食 塩 分	10 %以下（濃厚ソースにあつては、9 %以下）であること。	同左	
原 材 料	食品添加物以外の原材料	前条の規格の食品添加物以外の原材料の特級の基準と同じ。	前条の規格の食品添加物以外の原材料の標準の基準と同じ。
	食品添加物	前条の規格の食品添加物の特級の基準と同じ。	前条の規格の食品添加物の標準の基準と同じ。
異 物	混入していないこと。		
内 容 量	表示量に適合していること。		

(測定方法)

第5条 前2条の規格における無塩可溶性固形分及び食塩分の測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法
無塩可溶性固形分	(1) 20℃において、糖用屈折計の示度を読みとり、その値を%で表わす。 (2) 試料5gをはかり取り、水を加えて250mlとした後、ろ過し、そのろ液10mlを取り、中和した後、2%クロム酸カリウム液を指示薬として0.1mol/L硝酸銀液で滴定し、食塩の重量を求め、その試料全量に対する百分比を食塩分とする。 (3) (1)で得た値から(2)で得た値を差し引いて得た値を無塩可溶性固形分とする。
食 塩 分	無塩可溶性固形分の測定方法(2)と同じ。

附 則（昭和51年6月25日農林省告示第609号）抄

- 1 この告示は、昭和51年7月25日から施行する。

附 則（昭和55年2月25日農林水産省告示第208号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、昭和55年3月26日から施行する。

（経過措置）

- 40 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により格付けを行う果実飲料、即席めん類、ジャム類、キャンデー、ウスターソース類、炭酸飲料、うに加工品、うにあえもの、特殊包装かまぼこ類、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、レトルトパウチ食品、やきとりかん詰、ぶどう糖果糖液糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、植物性たん白及び調味植物性たん白、ソーセージ、混合ソーセージ、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、さくらんぼ砂糖づけ、アイスクリーム類、植物性たん白食品（コンビーフスタイル）、調理冷凍食品、植物性たん白食品（そばろ）、果実かん詰及び果実びん詰並びにトマト加工品の格付けについては、昭和55年9月25日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号）

- 1 この告示は、昭和64年1月9日から施行する。

- 2 平成3年6月30日以前に製造され、加工され、又は輸入される農林物資について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、第1から第49までに掲げる日本農林規格により行う格付けについては、なお従前の例によることができる。

附 則（平成2年9月29日農林水産省告示第1225号）

- 1 この告示は、平成2年10月29日から施行する。

- 2 平成3年6月30日以前に製造され、加工され、又は輸入される農林物資について、第1から第80までに掲げる日本農林規格により行う格付については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成6年3月1日農林水産省告示第435号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日農林水産省告示第1741号）

- 1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 平成9年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される農林物資について、1から84までに掲げる日本農林規格により行う格付については、なお従前の例によることができる。

改正文・附則（平成8年4月4日農林水産省告示第424号）抄

- ① 平成8年5月7日から施行する。

（経過措置）

- 52 平成9年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される果実飲料、即席めん類、キャンデー、ウスターソース類、炭酸飲料、うに加工品、うにあえもの、特殊包装かまぼこ類、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、さくらんぼ砂糖づけ、アイスクリーム類、果実かん詰及び

果実びん詰、トマト加工品、しょうゆ、野菜かん詰及び野菜びん詰、ハム類、豆乳類、めん類等用つゆ、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、マーガリン類、乾めん類、ジャム類並びにレトルトパウチ食品の格付については、なお従前の例によることができる。

改正文・附則（平成8年10月15日農林水産省告示1608号）抄

- ① 平成8年11月15日から施行する。
- ② 平成9年5月31日以前に製造され、加工され、又は輸入されるウスターソース類の格付については、なお従前の例によることができる。

改正文（平成9年9月3日農林水産省告示第1381号）抄

平成9年10月3日から施行する。

改正文（平成10年7月22日農林水産省告示1074号）抄

平成10年8月21日から施行する。

附 則（平成17年4月18日農林水産省告示第788号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われるウスターソースの類の格付については、この告示による改正前のウスターソース類の日本農林規格の規定の例によることができる。

（最終改正の施行期日）

平成20年8月29日農林水産省告示第1365号については、平成20年10月1日から施行する。